

Title	鈴木純義君学位授与報告
Sub Title	
Author	鈴木, 純義
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1985
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.78, No.5 (1985. 12) ,p.642(192)- 648(198)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	学位授与報告
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19851201-0192

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

近代都市の無視できぬ構成要素の地位を得るまでの都市下層の推移をみる事ができる。このような展開の解明が本論文の主要な課題であり、到達点でもある。そこにいたるまでの同君の取りくみは十分説得力をもっているといつてよいであろう。

ただ都市下層の近代化や主体性をいう場合、本論文でも部分的にはふれられているが、余暇や娯楽や教育の実態と展開、大正後半以降に生成する自由労働者による労働運動のより詳細な解明、それに補論2で究明されている都市の工場労働者や新中間層など第1次大戦を機に下層と同様に大きく変容をとげる他階層とのより体系的・統合的な検討がさらにすすめられるならば、「近代化」や「主体性」の意味も一層鮮明になり、全体としても一層説得力をもつてであろう。また本論文は都市下層にかんしては、時期的に1935年頃までの分析にとどまっている。この点は都市下層が昭和初期で家族化などで一つの形を作りあげる点や、この段階で官庁による都市下層の実態調査がほぼ出つくし、以後は救護法など国家政策にあわせた特定調査に変わっていくといった資料的な点からも理解できる。しかし労働力・兵力の需要が高まる昭和10年代以降の都市下層の展開をさらに追求することで、一層中川君の主張する都市下層像が裏づけられるように思え、同君自身も工場労働者や中間層についてはすでに手をつけている昭和10年代以降の解明もまたれるであろう。

以上如く生活構造論と実証研究の方法にもとづいて、都市下層を総合的に解明する点で、またそれを固定的にではなく、変化の中にとらえ、都市下層における主体性や近代性の側面を明らかにする点で、本論文は多大な成果をあげている。その結果、労働者生活、ひいては国民生活の研究において従来の研究の欠落を補い、今後の研究に資するところきわめて大きいといえる。ここに本論文は経済学博士の学位をうけるに十分価するものと判断できる。

論文審査担当者	主査	小松隆二
	同	副査 中鉢正美
	同	黒川俊雄

鈴木純義君学位授与報告

報告番号 甲第779号

学位の種類 経済学博士

授与の年月日 昭和60年3月31日

学位論文題名 「ドイツ帝国主義財政史論」

内容の要旨

本論文は、1871年に成立したドイツ・ライヒとその建設を主導したプロイセン邦の国家財政を取り上げ、いわゆる「古典的帝国主義」の時代に限定して、その財政構造の特徴を解明することを目的としたものである。4章構成の各章はそれぞれ単一の論稿より成るものであるが、相互に次のような関連をもちつつ、全体としてひとつの論文の形態をなしている。

「第1章 ドイツ帝国財政の形成と展開」においては、ドイツ・ライヒの成立から1890～95年までの時期に関し、これを帝国主義財政の形成期として位置づけ、ライヒ行財政機構の整備過程をとくにプロイセンとの関連の中でふまえたうえで、ドイツ帝国主義財政の原型的・萌芽的形成を明らかにする。

これを受けて「第2章 ドイツ・ライヒ財政の帝国主義的構造」では、1890年代後半以降第1次世界大戦前夜に至る時期に関し、社会保険財政とライヒ公債問題とを含めて、従来必ずしも十分に明らかにされていなかった財政統計を詳細に整理・検討しながら、ライヒ財政のもつ帝国主義的経費構造の特徴を解明する。

「第3章 ドイツ帝国主義とライヒ財政改革の展開」においては、第2章で考察されたようなライヒ財政の帝国主義的経費の急激な膨脹によって、第1章でみた脆弱なるライヒ財政の収入構造は次第に限界に達着していかざるを得なくなるが、これに対してライヒ政府はいかなる方策をもって応じ、いかなる効果を生み出し得たのか、この点に関しとくにユンカー・プロイセン保守派利害とのかかわりの中で解明し、この保守派のドイツ帝国主義における位置の確定を試みる。

以上によってドイツ・ライヒの財政構造の解明はほぼ尽くされることになるが、こうして明らかにされたライヒ財政のみをもってしては、むしろドイツ帝国主義財政を解明したことにはならない。軍事、外交、社会政策を中心とするライヒに対して、内政を担当する各邦、なかんずくプロイセンの財政構造の解明が不可欠である(プロイセン以外の諸邦、とくにバイエルン、ヴェ

ルテンベルク、バーデン、ザクセン等の財政構造の解明が待たれるが、資料上の制約もあって現在の段階では「一頭のライオン」とライヒをセットにすることで満足せざるを得ない。

そこで、「補論 ドイツ帝国主義財政におけるプロイセン国鉄財政の位置」において、まず、プロイセン国家財政の経費構造を解明するとともに、これをライヒとセットにしてドイツ帝国主義財政の経費構造として総括する。次に、ドイツ官業財政の軸をなすプロイセン国鉄財政の詳細な実証分析を通じて、この鉄道財政が帝国主義的内政費の支弁において担った役割を租税収入の軸をなす所得税収入との関連に注目しつつ解明し、もってドイツ帝国主義財政における収入論を補充する。

以上のような章別の連関性をもつ本論文各章の要点は以下のようである。

第1章 ドイツ帝国財政の形成と展開

1871年成立のドイツ・ライヒは連邦分立主義と中央集権主義との対立関係に君主主義と議会主義との対立関係が交錯する特殊の連邦国家であった。これに起因してライヒ収入は間接税中心体系をとるとともに(プロイセン保守派の反議会主義と南独諸邦の反プロイセン主義との反ライヒ直接税の線での一致による)、財政機構も管理・徴収機構を各邦行政機関に委ねたままという脆弱性をかかえて出発せざるを得なかった。

1879年のライヒ財務省の設置と財政・関税改革は、上記の脆弱性は残しつつも財源と機構の面におけるライヒ財政のプロイセンからの自立的基礎を与えるものであった。こうして展開の出発点を与えられたライヒ財政は80年代から90年代前半にかけて以下のような様相を示すことになる。

まず経費。国家機構費・財務行政機構費の絶対的・相対的増大は、直接にはライヒ行政機構の整備を反映するものであり、またそのことを前提にした、資本主義経済の発展の外枠をささえる業務・機能の拡大を示すものである。また、軍備拡充の社会的裏付を意味する社会文化費(軍人年金中心で、ライヒ国庫負担を伴う社会保険は法的確定のみだけ)、初登場の植民地関係費、80年代末期の陸軍費の著増(陸軍設備投資はこれによって一段落する)とそれに連動した公債利払費の突然の増大、これらは迫り来るライヒ財政の本格的な帝国主義的展開を原型的・萌芽的に示すものにはかならない。

次に公債。公債により調達された資金の用途別内訳においてその大部分を占める軍事費と産業経済費(官業費を含む)は、主として重化学工業部門の需要を追

加形成するという仕方でも金融資本の成立に貢献した。また、公債自身はこの時期過剰資金の運用に窮した銀行の有利な投資対象となり、そのことを通じてこれまた金融資本の成立に一役買うことになったのである。

これに対して租税収入面においては、火酒税、砂糖税を通じた生産者優遇措置が問題となる。80年代中期に高揚をみせる火酒税、砂糖税を通じたユンカー大優遇措置は、ライヒ財政の原型的な意味での帝国主義的展開にとって障害となるに及んで転換を余儀なくされた。すなわち、この優遇措置は歴史の主流にあって形成されつつある金融資本の利害に対する抵触を上限とするものであることが、ここで証明されるのである。上限を超えるまでに保護を必要としていたユンカーの必死のあがきをこの大優遇措置の中にみとることができるのである。

この優遇措置の転換を画する1887年の火酒税、砂糖税両税法の改正によって、同時に間接税増徴という方策が強化されるが、それでもなお陸軍費主導の経費急増は充足し得ず、公債の増発につながるのである。この点は以下の章で明らかにするように、ドイツ帝国主義の本格的展開に伴うライヒ財政高権の根本的な脆弱性の問題として最後まで尾をひくことになる。

第2章 ドイツ・ライヒ財政の帝国主義的構造

1890年代後半以降第1次世界大戦前夜に至る時期におけるライヒ財政の帝国主義的経費構造の特徴は、財政統計の詳細な整理・検討と時系列的分析に基づいて次のように確定される。

まず軍事費および軍事関連経費。陸軍費が人的関係費中心の漸増傾向であるのに対して、海軍費は建艦費中心の激増を示す。それゆえここでは、5次にわたる艦隊法に基づく艦隊建設に関し、その建艦状況をふまえたうえでの海軍費と海軍公債とのかかわりが詳細に考察される。また、北清事変や西南アフリカ暴動の植民地問題のため、ライヒは多額の遠征軍費や行政補助金を負担した。しかも遠征軍費は全額ライヒ公債をもって調達された。植民地自身の財政にとってその総収入に占める、かかるライヒの負担のシェアは最高で86%にも達した。むろん、暴動鎮圧後植民地財政は好転するが、トーゴ、サモアの他は依然としてライヒ財政による補助を必要とした。これらの軍事費、植民地関係費の急増は他面で、軍人恩給費の増大、植民地遠征による傷病者への年金支給を必要ならしめ、また軍艦の大型化はキール運河の拡張を余儀なくしたのである。

以上の軍事中心の経費膨脹構造をもつライヒ財政においてもうひとつの軸をなしたのが社会政策費である。この第二帝政期を通じてライヒ財政による社会政策費はその絶対額の低さから登場したことのみ意義があるにすぎないとする説があるが、それは社会保険財政そのものの検討を欠いたために生じたものである。三大労働者保険における給付金総額および保険資産の運用状況を考慮することによって、社会政策費は軍事費と並ぶものとして位置づけることができるのである。なお、保険資産は社会政策的投資のほか、社会福祉的投資や農業保護救済的投資に向けられており、現代における財政投融資の原型をなすものとしても注目値する。それはともかく、ライヒ財政それ自身は軍事に傾斜し、軍事体制の裏面をなす社会政策的支出は社会保険財政によって担われていたものであり、この点に広い意味でのライヒ財政の帝国主義的経費構造の特徴を見出すことができる。

また、建艦費、植民地遠征軍費に対してライヒ公債は重要な資金調達手段をなすことによって著しく累積し、利払費は公債による資金調達額の5割以上にも及ぶほど異常に増大した。

他方、公債自身はかつて銀行の過剰資金運用のかけの投資対象とされていたが、1890年代後半以降、銀行活動の重点が産業証券業務に移り、証券市場では各種確定利付証券との競合関係にさらされて、ライヒ公債は急激な下落を示す。このことから次の2点が指摘されねばならない。ひとつは、好況期にも公債発行が減少しなくなった理由としてあげられる、金融資本による「過剰資本投下対象説」は疑問であること、いまひとつは、ライヒ公債の激しい累積と相場下落の中に、ライヒ財政の連続的危機を見てとる「連続危機説」もまた疑問とせざるを得ないこと——である。ライヒ財政支出の公債財源依存率は1890年代以降でみる限り1907年を頂点として1910年以降著しく低下しているからである。一連の財政改革の意義が問われなければならない理由のひとつがここにある。

第3章 ドイツ帝国主義とライヒ財政改革の展開

公債の急激な増発、それに伴う利払費の異常な増大、公債相場の暴落に集中的に現われたライヒ収入高権の脆弱性は、急速な成長をとげつつある労働者階級の組織的拡充状況にあっては、安易な間接税増徴によっては克服し難かった。ライヒ財政改革は何らかの「ライヒ直接税」の導入をめぐる展開せざるを得なかった。だがこの問題はプロイセン保守派の反議会主義および

個別利害との闘争を抜きには解決され得ない。しかしさらに、ライヒ直接税をめぐるのは、その採用による収入協賛権の拡大を目指すライヒ議会の情勢をも考慮しなければならない。政府の提出するライヒ直接税計画は、プロイセン優位主義→プロイセン分立主義→プロイセン保守派の反議会主義のライヒと多数派情勢によって規定されるライヒ議会の議会主義的中央集権主義との主たる渦の中で政治力学的展開を示すことになる。

1906年採用の相続税においては、直系卑属・配偶者に対する課税が免除されたうえに、収益課税方式と75%課税方式の採用により、相続土地資産額の73.5~46.9%に対してしか課税されない仕組みになっていた。ユンカー・プロイセン保守派利害の貫徹をみてとることができる。だが、06年相続税に関しては、従来の間接税のみの収入構成を破ってライヒ直接税が採用されたこと自身に意義があるものとわれわれは考える。すなわち、これ以降、直系卑属・配偶者への課税を含む相続税強化案、あるいは被相続人の遺した財産総額に課税する遺産税、あるいは両方の併用という形で毎年の如く中味の充実策が打ち出され、1913年に至ってついにライヒ史上初の本格的なライヒ直接税たるライヒ財産増価税が採用されることになるからである。この間の中味の充実策をことごとく葬り去ってきたユンカー・プロイセン保守派は、ベーベルからパッサーマンまでの左派連合の前に孤立するに至ったのである。

では、かかる一連の財政改革の効果はどうであったのか。むろん、従来の関税・消費税・流通税という間接税中心体系に変わりはない。しかし、従来圧倒的シェアを占めていた関税収入が相対的に次第に後退し、消費税・流通税の増徴が、労働者階級の抵抗運動の高揚にもかかわらず、なかならず1905年以降強行されている点がまず指摘されねばならない。だがもうひとつ、1905~12年でみて、ライヒ直接税がシェアは2.4~3.1%で超過分担金の1.9~2.7%と最下位を競う程度のものでしかないが、収入の増加に対する寄与率は8.8%で官業純益の7.6%や超過分担金の3.9%を上回っているからである。ちなみに、05~12年の関税と直接税の増収額を比較すると、前者102.2百万Mに対して後者は62.1百万Mを示しているからである。ライヒ直接税の収入効果は微々たるものであったというわけにはいかないだろう。

ところでわれわれは、ライヒ直接税の導入をめぐるプロイセン保守派の動向を、この時期のドイツの帝国

主義政策の中で次のように位置づけるものである。すなわち、1906年時点においてすでに、ライヒ相続税をめぐる保守派の反対は、ライヒ財政の「世界政策」という帝国主義的展開にとって一面障害となっていたのである。一面というのは、この保守派は一方で「世界政策」の積極的賛同者であり、また労働者階級への対抗のためには、歳入面での障害として直ちにこれを排除することもできない事情があったからである。だが、そのことは逆にいえば、労働者階級を体制内に取り込んでしまえる状況がライヒ議会に生じるならば、しかもその取り込みによって収入高権の強化がはかられるならば、いまやこの収入高権の強化策の面で障害となっている保守派利害は排除し得ることとなる。事実、社会民主党の体制内化によってライヒ財産増価税が可決されるに至ったのである。この過程は、帝国主義政策のもつ吸引と排除という弾力性を示すものであり、また、君主主義的中央集権主義、連邦分立主義、議会主義的中央集権主義という、ライヒの複雑な国家機構上の特徴が、「世界政策」へ収斂しながらいくつかの異なった顔となって表出していたことを示すものである。

補論 ドイツ帝国主義財政におけるプロイセン国鉄財政の位置

第2章において解明されたライヒ財政の経費構造とこの補論において明らかにされるプロイセン国家財政の経費構造をセットにして、ドイツ帝国主義財政の経費構造を総括すると次のようである。

1. 国家機関費。これは帝国主義的経費の剛の側面を代表するものである。①主として外に対して剛の側面を代表する軍事費(ライヒ)、②労働者階級の強力な結集に対して階級的な国家機構維持を目的とする警察費・司法費(プロイセン)がこれである。

2. 植民地関係費(ライヒ)。

3. 社会文化費。帝国主義的経費の柔の側面を代表するものとして次の三種類が考えられる。①社会保険財政におけるライヒ国庫負担金を含む保険給付金、および保険資産の運用を通じた社会政策的投資を内容とする社会政策費(ライヒ)、②階級的な国家機構維持のためのイデオロギー的基礎の培養を意図した教員給与の増俸を内容とする初等教育費中心の教育費(プロイセン)、③孤児・寡婦基金への支出等の社会保障費、文官・武官の恩給費等(ライヒ・プロイセン)。

4. 産業経済費。①投資的なものとして官業費・土木事業費(ライヒ郵便・電信事業、プロイセン国鉄、港湾・

運河関係費など)。ただし、官業費は他方で収入を生むものであるから、ドイツ帝国主義財政の構造的特徴を示すものではあっても、他の経費と並ぶ固有の経費膨脹要因とするわけにはいかない。②補助金的なものとして農工商保護振興費。このうちでは内地植民費が重要である(プロイセン)。ライヒは社会保険資産の運用を通じてこの内地植民のうちとくに農村労働者の入植に際して、背後から補強策を施した。

5. 公債費。ライヒとプロイセンとをトータルにみるとプロイセン鉄道公債の元利償還費が圧倒的地位を占める。だが、この元利償還は鉄道収支剰余によって行なわれたのであって、プロイセン邦財政あるいはドイツ帝国主義財政の構造的特徴を示すものではあっても、他の経費と並ぶ固有の経費膨脹要因とするわけにはいかない。経費膨脹論の一角を形成する公債費は、ライヒ軍事公債である。だが、プロイセンにおける一般公債利払費も第1次大戦前夜にはライヒ公債利払費にかなり接近している。

さて、固有の経費膨脹要因となった警察費・司法費、教育費、農工商保護振興費、および大戦前夜の一般公債費という帝国主義的内政費の支弁に対して、プロイセン国鉄財政はいかなる関係にあったのか。

1880年代末期に国有化をほぼ完了した鉄道財政は、90年代前半にかけてその収支剰余による国家経費支弁の態勢を整えた。1895年以降1906年まで、間に1900年恐慌をはさみながらも国鉄財政はほぼ一貫してその経営成績を上昇させ、したがって移転金をますます増加させていった。あたかも時を同じうして本格的発展を遂げるドイツ帝国主義財政において、鉄道収支剰余によるプロイセン国家財政への移転金は、上記のような帝国主義的内政費の支弁に関して所得税収入とほぼ匹敵する貢献をしたのである。

だが、かかる順調な展開の中にありながらも、この移転金の存在を通じて国家財政は、国鉄財政の変動性を自らの内部に取り込んでしまうというデメリットをかかえざるを得なかった。けだし、国鉄財政は景気変動に敏感であるにもかかわらず、これに対する効果的なクッションをもたないままだったからである。双方に影響を及ぼす、かかる変動に対する緩和策こそ国鉄財政の真の安定化のための必要不可欠の条件であった。この緩和策として、国鉄財政が急激な成績不振に陥らざるを得ない恐慌のたびに、鉄道基金が構想・設置された。しかし、91年恐慌を契機とする臨時準備基金も、1900年恐慌とそれに続く不況を契機とする03年の平衡

基金も、ともに財源を決算剰余におくことに起因するその基盤の脆弱性はいかんともし難かった。そこで、07～08年の恐慌および不況を契機に09年には、国家財政にとっても国鉄財政にとっても決定的転換をもたらす処置がとられた。すなわち、国鉄財政は、平衡基金への資金繰入を予算化して強化し、さらに経常財源による臨時費を固定化して自己の変動性の緩和をはかり、国家財政との間には移転金そのものの一定水準での安定化を行なって準独立を達成した。これによって変動性の移入からある程度解放される国家財政の側では、国鉄財政からの移転金に所得税収入とはほぼ同じレベルで依存するという硬直的構造から脱すべく、09年に所得税付加税が制定された。

国鉄財政の国家財政からの準独立と邦財政の収入構造の一定の弾力化の実現により、プロイセン邦財政は、「官業財政と一般財政との完全分離」、所得税収入を主軸とする「弾力的収入構造」という現代国家財政の特徴を端的に整えるに至ったのである。

論文審査の要旨

鈴木純義君提出の学位請求論文「ドイツ帝国主義財政史論」は、3つの章と1つの補論よりなる。第1章ドイツ帝国主義財政の形成と展開、第2章ドイツ・ライヒ財政の帝国主義的構造、第3章ドイツ・ライヒ財政改革の展開がそれである。補論は「ドイツ帝国主義財政におけるプロイセン国鉄財政の位置」と題され、本論3章が帝国(Reich)の財政を扱ったのに対して、ここでは邦(Staat)の財政が、とくにReichと密接に政治的・経済的につながるPreussenについて論じられる。また、本論文で扱われている時期は、1871年のReichsgründungからWWIの勃発までであるが、1879年の財政改革以降が直接の対象である。また、考察の対象は、あくまでReichの財政である。なお、後述するように、本論・補論の関係は、鈴木君の研究関心がReichからStaatへと移行したというだけでなく、ひとつには、ドイツ財政史研究の現状を反映したものであり、2つには、帝国財政の諸問題を規定する歴史的諸要因の最も重要かつ不可欠なものとして、プロイセン邦財政との関連が究明される必要があるということに発する。

本論文の提出者の大学院での指導教授である大島通義氏によるドイツ財政史の研究、とくに帝国主義確立期の財政の本格的研究「帝国主義確立期における財政の構造と機能の発展—ひとつの試論—」(慶應義塾経済

学会「経済学年報」第3号、1959年)においてすでに明確にされているように、帝国主義確立期ドイツの国制は、きわめて複雑である。それは端的には、Reichの中央集権主義にたいする諸Staatの連邦分立主義的な統治原理との矛盾を含む絡み合いのなかに構成される国制だということである。とりわけ、最大の邦PreussenとReichの関係は、ドイツ帝国の支配権力形成の現実的基盤として、このような事態を一層複雑にしていた、といってよいであろう。本論文は、いうまでもなく、このような認識を共通にしている。

本論文において、上述のような視座は、全章に一貫しているが、とりわけ、財政過程の推移を分析の中心に据えた第3章において明瞭に貫徹され、それが、従来の帝国主義期のドイツ財政分析の一般的手続である経費分析的な方向から一步踏み出して、財政過程分析に新たな局面を付加したといつてよいであろう。とくに、Reich権力をめぐる諸利害の抗争・対立が財政制度やその改革に、結局いかなる作用や方向づけをなしたかという点が十二分に認識されている点は、評価されて然るべきであろう。

ドイツ帝国主義確立期にかんしては、これを表面的なドイツの「世界政策」の展開として対外的関係に力点を置く分析から、戦後の西ドイツ史学界に大きな影響を与えたE. Kehrの説く「内政の優位」論につながる立場等いくつかの視角が提示され、今日に至っている。本論文においては、上記の視座に一定の考慮を払いつつ、ドイツ帝国主義を金融資本の支配に特徴づけられる発展段階として基本的に押さえる立場が一貫して保持されている。この点は、本論文第2章IVライヒ公債における公債費の分析において具体化されている。また、ドイツ資本主義の歴史的特殊性にかかわる仮設としての山田盛太郎氏、大野英二氏等による半封建的・軍事的ないしJunker的・Preussen的絶対主義なる把握に対しては、本論文全体が、これに対する批判にあてられているといつてよいほどである。従つて本論文の立脚点は、きわめて明瞭である。

本論文は、まず第1章において、従来帝国主義期の財政分析に適用されてきた、ニッティによる5つの経費(軍事費、産業助成費、植民地関係費、社会政策費、公債費)を中心とした経費構造の段階的变化の分析が、帝国主義財政の認識に一定の成果をあげたことを認めつつ、1879年の財政改革以降の財政機構上の問題も等閑視されてはならないとの立場を明らかにする。財政改革を、本論文は、財政機構整備の問題として積極的

評価してゆこうとする。とりわけ、1879年の Reichsschatzamt(帝国財務省)の設置を、以後の財政改革の機構上の出発点とする。経費構造が帝国主義的なそれに移行する重要な画期に、財務省の果たす役割が、連邦分立主義的イデオロギーの強力な支配のもとで制限され、いわゆる帝国の財政高権が十分に確立されなかったこと、それは、帝国財政が歳入(収入)面において専ら間接税(消費税)に依存せねばならず、直接税への方向はことごとく障害にぶつかったこと、せいぜい各 Staat の分担金に依存せねばならなかったこと、こうしたことが、Reich 財政の脆弱性となったことが指摘される。帝国議会の収入(租税)協賛権も大きく制約されていたことの分析と合わせて、ここでは、経費論に対して国家収入の側からの帝国財政の分析に力点が置かれている。にもかかわらず本論文においては、帝国財務省の設置に象徴される機構整備は「帝国財政の自立的基礎の確立による帝国財政の強化を機構的に確保するものだった」とこの過程は評価される。これは、本論文全体の展開にかかわる筆者の基本的視点を明示するものである。というのも、1)筆者は、帝国財政を、帝国主義財政展開の基盤としての収入の改善こそ経費構成の変化等に先行する重要性をもつものだと考えているからであり、2)帝国の経費=歳出をめぐる諸利害の対立(例えば、ユンカー層や産業資本等)よりも、帝国収入の改善をめぐる Staat 間、諸 Staat と Reich、とくに Preussen と Reich の対抗関係のなかに、経済的、階級的諸利害の対立を見ようとするからである。本論文第3章における Stengel の財政改革(1904年)以降の事態、ここでは、支配権力内部の利害関係が Parteipolitik として表面化するが、そのなかで財産増加税が、Reich 当局の相続税施行要求の否決にもかかわらず承認されていく過程の分析は、まさにこのことの実証を意図したものである。

本論文第2章は、帝国財政の帝国主義的構造が経費論的視角から分析される。さきにあげた5つの経費項目のうち、ここでは、軍事費の分析が中心となる。筆者は「財政現象を直接的に資本の政策に結び付けることの可否」にたいする回答を留保しているが、ここでの分析は結局財政と金融資本との関連を軸として展開されている。とくに、社会政策費—軍事費と並んで、この時期に独自の意味を持って展開することと、財政投融资の「原型」であることを見る一、公債費—公債引受業務と信用銀行との関連が、証券市場、金利体系とともに考慮されている一においてこのことはいっそ

う明瞭になっている。結論的に本論文では、軍事費と社会政策費・公債費が構造的に連関しているさまが明白に描出されている。

以上のような本論文の論旨は、きわめて実証的に論じられている。ドイツ史研究が、一般に史料利用においてきわめて制限されていることは知られるところである。とくにこの時期の史料についてそれは妥当する。財政史の分野において、前掲の大島論文は、Reichsschatzamt の Denkschriften を広範に利用し、この分野の研究水準を飛躍的に高めることに貢献した。また加藤栄一・林健久「ドイツ財政史統計」(東京大学出版会、1982年)が刊行され、この時期の基本的統計に接することが可能になったのは、本論文の主論文が発表されて以後のことに属する。本論文では主として Reichsgesetzblatt (RGB 1), Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich, Reichsschatzamt, Denkschriftenband zur Begründung des Entwurfs eines Gesetzes betreffend Änderungen im Finanzwesen, Stenographische Berichte über die Verhandlungen des Deutschen Reichstags (RT) 等が一次資料として利用されている。とくに RGB 1 の利用による財政機構分析は我が国におけるこの分野の研究に資料的な可能性を示したものとして評価されてよい。また、社会保険にかんして Reichsversicherungsamt und die deutsche Arbeiterversicherung, Berlin 1910 は、本論文において初めて利用された。そのほか Prochnow をはじめ最新の内外文献がよく渉猟されている。ただ、RT の利用については、議会内の行動だけが明らかにされ、より広い背景とのかかわりが十分に示されないなみがあり、歴史叙述として一考を要する。

以上、本論文の主要論点は、積極性を持つものと評価されるが、しかしなおさらに詰められるべきいくつかの論点をのこしている。本論文の基本的枠組との関連でいえば、最近の内外の研究動向とも関連して「ドイツ帝国主義」の編成それ自体に筆者の方法への反省を踏まえて目を向ける必要がある。第2帝政の社会的・構造的側面とのかかわりを欠いた財政過程分析は、分析たりえない現在の状況にいかに対応するか、ということであり、これは歴史研究者としての筆者への注文である。また、筆者のいう金融資本とはいったいかなる内容のものなのであろうか。本論文では金融資本概念にはね返るような問題提起は残念ながらあがえない。本論文の経済学的ロジックは、結局ここに行き着くことになる。そうとすれば、金融資本それ自

体の再検討が今後不可欠となるはずである。さらに、本論文では、Junker 的・Preussen 的なものに一元化する見地に批判がなされているが、かといって筆者はその点を完全に仮説から排除していない。また帝国財政の脆弱性や、不安定性が、反面で歴史展開に即してみれば、それらの克服につながるの論理は難解である。この点の実証はいかになされうるのであろうか。ここでは、筆者の「理論」が顔をのぞかせている。筆者は、いわゆる宇野段階論に依拠して、帝国主義段階の資本主義の典型をドイツに求める。このような観点が、本論文における実証の限界となっていることも否定できない。上記の諸点と合わせて再検討されるべきであろう。

これらのことは、無論、本論文の決定的欠陥をなすものではない。上記の諸問題は筆者が当該テーマの研究の進展のなかでおそかれはやかれ直面することであり、またそれを打開する資質を有することも、本論文は遺憾なく示している。鈴木君の学力とあわせて本論文が学位授与に充分値するものであること、言うをまたない。

論文審査担当者	主査	飯田裕康
・	副査	黒川俊雄
・	〃	大島通義
・	〃	古田精司
・	〃	寺尾誠